

## 自動車検査場における不正受検等の犯罪行為の概況

### － 自動車検査のコンプライアンス －

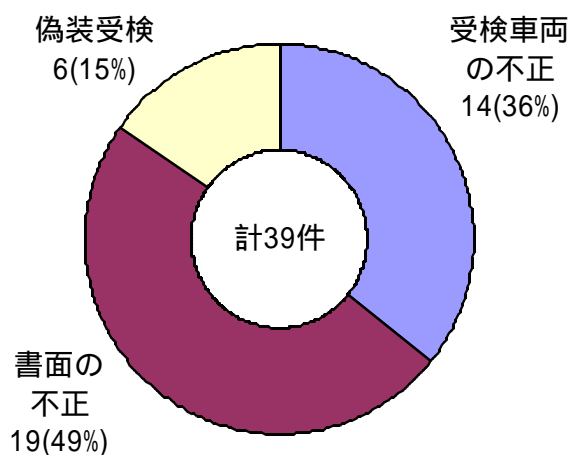
1. 自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、自動車の保安基準への適合性の審査業務を行っていますが、このたび、自動車検査場における不正受検等の犯罪行為の概況についてとりまとめたので、お知らせします。
2. 自動車検査場における不正受検等の犯罪行為は、自動車検査法人発足から平成18年8月末までに、39件発覚しています。これらの不正受検行為には、その手口により大きく分けると「受検車両の不正」、「書面の不正」、「偽装受検」の3種類があります。

代表的な手口は、「受検車両の不正」では替え玉車両による受検、「書面の不正」では公文書や私文書の偽造による検査申請、「偽装受検」では検査後の装備品の取付けです。

これらにより不正に自動車検査証を取得した場合には、詐偽その他不正の手段による自動車検査証の取得の禁止違反（道路運送車両法第60条等、同法第107条、1年以下の懲役、50万円以下の罰金）にあたるほか、電磁的公正証書原本不実記載（刑法第157条、5年以下の懲役又は50万以下の罰金）等にも問われます。
3. 自動車検査法人は、これらの犯罪行為に対し防止対策等を行っていますが、今後も、不正受検等の摘発に努め、告訴・告発等を行うことにより、自動車検査を通じて自動車社会の秩序を維持し、法令遵守（コンプライアンス）を図っていきます。

#### 参考1 自動車検査において発覚した不正受検等の犯罪行為の内訳

総件数39件：H14.7～H18.8



## 参考2 自動車検査において発覚した不正受検等の犯罪行為の手口と罰則

(1) ~ (3) により不正に自動車検査証を取得した場合には、かつこ内に示す罪にあたるほか、詐偽その他不正の手段による自動車検査証の取得の禁止違反（道路運送車両法第60条等、同法第107条、1年以下の懲役、50万円以下の罰金）、電磁的公正証書原本不実記載（刑法第157条、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金）等にあたります。

### (1) 受検車両の不正

基準に不適合な車両について、他の車両（替え玉）を使用して不正に合格させるもの。

### (2) 書面の不正

公文書である審査結果通知書の改ざん

偽造検査官印の不正使用

消せるボールペン、偽造検査官印等を用い、不正に公文書を改ざんするもの。

(1)、(2) の行為は、公正証書原本不実記載（刑法第157条、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、公文書偽造等（刑法第155条、1年以上10年以下の懲役）、偽造公文書行使等（刑法第158条、1年以上10年以下の懲役）にあたります。

私文書偽造での検査申請

自動車検査において必要となる証明書類を偽造したり、偽造した書面による検査申請。

(2) の行為は、私文書偽造等（刑法第159条、3月以上5年以下の懲役）、偽造私文書行使等（刑法第161条、3月以上5年以下の懲役）にあたります。

### (3) 偽装受検

受検後の不正架装（二次架装）

乗車定員の確保等を目的に、車両を使用するにあたり必要な装備品を取付けずに受検し、受検後に装備品の取付け（架装）を行うもの。

検査時の偽装（車種偽装）

車両重量の軽減を目的に、特種車両として構造的に必要な部品を偽装して受検し、受検後に部品を交換するもの。

受検後不正改造戻し

車検のみを通すことを目的に、車検用部品を取付けて不正改造車でないようにして受検し、受検後に不正改造車に復元するもの。

(3) の行為を行い、保安基準に適合しなくなるものについては、不正改造等の禁止違反（道路運送車両法第99条の2、同法第108条、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）にあたります。

また、(3) の行為を行った場合、保安基準に適合していても、自動車検査証の記載事項の変更に必要な手続きを行わないものにあつては、同手続違反（道路運送車両法第67条、同法第110条、30万円以下の罰金）にあたります。

お問い合わせ先	〒160-0003	東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル
	自動車検査法人本部	企画部調査課 千田、西村
電話	03-5363-3441(代表)	03-5363-3445(直通)
	<a href="http://www.navi.go.jp/">http://www.navi.go.jp/</a>	e-mail:chousaka@navi.go.jp